

169	308,300								
再任用職員	232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300		

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、看護士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五の二を削る。

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係)
第 1 号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	400,000	円
2	461,000	
3	524,000	
4	606,000	
5	705,000	
6	805,000	

別表第 2 (第 6 条関係)
第 2 号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	332,000	円
2	369,000	
3	398,000	

別表第 3 (第 6 条関係)
特定任期付職員給料表

号給	給料月額	額
1	377,000	円
2	426,000	
3	479,000	
4	542,000	
5	618,000	
6	722,000	
7	845,000	

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「」を「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係)
第 1 号任期付研究員給料表

号給	給 料 月 額
1	392,000
2	452,000
3	514,000
4	594,000
5	691,000
6	789,000

別表第 2 (第 6 条関係)
第 2 号任期付研究員給料表

号給	給 料 月 額
1	326,000
2	362,000
3	390,000

別表第 3 (第 6 条関係)
特定任期付職員給料表

号給	給 料 月 額
1	370,000
2	418,000
3	470,000
4	531,000
5	606,000
6	708,000
7	828,000

(石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第十一条」を「前条」に改める。

第十三条の二中「ある職員」の下に「(次項において「管理監督職員」という。)」を、「休日等」の下に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十三条中「、第六条の四」を削る。

(公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第六条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第二項第一号中「六千四百円」を「八千円」に改め、同項第二号中「六千円」を「七千五百円」に改め、同項第三号中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同項第四号中「二千四百円」を「三千円」に改める。

第十条の八を削る。

第十一条中「第三条第二項第一号、第二号及び第三号に掲げる者に係るものについては」及び「、同項第一号の二に掲げる者に係るものについては人事委員会規則で」を削る。

(知事、副知事給与条例の一部改正)

第七条 知事、副知事給与条例(昭和三十二年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第八条 知事、副知事給与条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

(石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第九条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第十条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第十一条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第十二条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

(識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部改正)

第十三条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第十四条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項ただし書中「百分の百四十」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第十条の四第二項の改正規定 平成二十七年一月一日

二 第二条、第四条、第五条（石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十二条の改正規定を除く）、第八条、第十条、第十二条、第十四条、附則第六項から第二十二項まで及び附則第二十四項の規定 平成二十七年四月一日

2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十一条の四第一項、第十五条、第二十条第二項、第二十二條の六、第二十四条第二項及び附則第二十八項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員等条例」という。）第八条第四項から第六項までの改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員等条例の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正後の給与条例（附則第五項において「改正後の給与条例」という。）第二十条第二項及び附則第二十八項の規定、第三条の規定による改正後の任期付研究員等条例（附則第五項において「改正後の任期付研究員等条例」という。）第八条第四項から第六項までの規定、第七条の規定による改正後の知事、副知事給与条例（附則第五項において「改正後の知事、副知事給与条例」という。）の規定、第九条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（附則第五項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、第十一条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（附則第五項において「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定並びに第十三条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例（附則第五項において「改正後の監査委員給与等条例」という。）の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

4 平成二十六年四月一日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員等条例、改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員等条例、第七条の規定による改正前の知事、副知事給与条例、第九条の規定による改正前の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例、第十一条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例又は第十三条の規定による改正前の職見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員等条例、改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日における任期付研究員等に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 6 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において任期付研究員等条例第六条第四項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、第四条の規定による改正後の任期付研究員等条例別表第一又は別表第三に掲げる号給の給料月額との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額(給与条例別表第三イの表備考2又はロの表備考2の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この項において同じ。)が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第二十五項に規定する五十五歳を超える職員であつて、管理職手当の支給を受けるもの(医療職給料表)の適用を受ける職員、再任用職員、任期付研究員等条例第六条第一項に規定する任期付研究員、同条第二項に規定する特定任期付職員及び人事委員会規則で定める職員を除き、当該管理職手当の支給を受けるものとの権衡を考慮して人事委員会規則で定める職員を含む。以下この項において「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額を給料として支給

する。

- 9 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第七条第二項、第十九条第五項（給与条例第二十条第四項において準用する場合及び石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第二十二條の二第二項及び第二十二條の三第一項の規定の適用については、給与条例第七条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第四十四号。以下「平成二十六年改正条例」という。）附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九条第五項、第二十二條の二第二項及び第二十二條の三第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 12 附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員に関する任期付研究員等条例第六条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第四十四号。次項において「平成二十六年改正条例」という。）附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」と、同条第六項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 13 附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員に関する職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号。以下この項において「特殊勤務手当条例」という。）第五条第二項第一号及び第六条の六第二項の規定の適用については、特殊勤務手当条例第五条第二項第一号中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第四十四号。以下「平成二十六年改正条例」という。）附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」と、特殊勤務手当条例第六条の六第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 14 附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員に関する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和三十六年石川県条例第五十三号）第三条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給

与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第四十四号）附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

15 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条の二第二項第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の二第二項第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の三	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第十条の六第二項	三万円	三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

（地域手当に関する経過措置）

16 第二条の規定の施行の際現に給与条例第十条の四第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第二条の規定による改正前の給与条例第十条の二の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「同条第二項各号に定める割合をい」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第四十四号）第二条の規定による改正前の第十条の二第二項各号に定める割合をい」とする。

（寒冷地手当に関する経過措置）

17 この項から第二十二項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧寒冷地等在勤等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。）をいう。

イ 第二条の規定による改正前の給与条例別表第五の二に掲げる地域(ロにおいて「旧寒冷地」という。)に在勤する職員

ロ 第二条の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において第二条の規定による改正前の給与条例第二十一条第一項第二号の規定により人事委員会規則で定めていた公署に在勤し、かつ、旧寒冷地又は同日において同号の規定により人事委員会規則で定めていた区域に居住する職員

二 新寒冷地等在勤等職員 第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条第一項に規定する支給対象職員(常時勤務に服する職員に限り、再任用職員を除く。)をいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

四 みなし寒冷地手当額 次項又は附則第十九項に規定する者につき、基準日(第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。)におけるその基準世帯等区分(当該者の一部施行日の前日以降における世帯等の区分(給与条例第二十一条第二項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。))のうち、寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とみなして、給与条例第二十一条第一項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

18 基準日(その属する月が平成二十八年三月までのものに限る。)において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者に対しては、第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

19 基準日(その属する月が平成二十八年十一月から平成三十年三月までのものに限る。)において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成二十八年十一月から平成二十九年三月まで	六千円
平成二十九年十一月から平成三十年三月まで	一万二千円

20 給与条例第二十一条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年石川県条例第四十四号。以下「平成二十六年改正条例」という。)附則第十八項又は第十九項」と、同項第一号中「前項」とあるの

は「平成二十六年改正条例附則第十八項又は第十九項」と、「同条第三項」とあるのは「給与条例第二十四条第三項」と、同項第二号中「前項」とあるのは「平成二十六年改正条例附則第十八項又は第十九項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「平成二十六年改正条例附則第十八項又は第十九項及び平成二十六年改正条例附則第二十項において読み替えて準用する前項」と、「第二項」とあるのは「平成二十六年改正条例附則第十八項又は第十九項」と、同項第一号及び第二号中「前項各号」とあるのは「平成二十六年改正条例附則第二十項において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

21 前三項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、一部施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であつて、一部施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつたもの（前三項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

22 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であつた者が、一部施行日以降に引き続き給与条例の給料表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合において、任用の事情、一部施行日の前日から特定旧寒冷地等在勤等職員となつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第十八項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、第二条の規定による改正後の給与条例第二十一条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、附則第十八項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

23 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正）

24 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例（平成十七年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年石川県条例第三号）附則第七条」を「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第四十四号）附則第八項から第十項まで」に改める。

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十五号

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十四の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に、「及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号）」を「、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号。以下この項において「政令」という。）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十六号。以下この項において「旧令」という。）」に、「及び同令」を「、政令及び旧令」に改める。

第二条の表十六の項の次に次のように加える。

<p>十六の二 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）に基づく事務のうち、同法及び同令の規定による申請書等で別に規則で定めるものの受付及び県への送付</p>	<p>金沢市</p>
---	------------

附 則

- この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第二条の表十四の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の第二条の表十六の二の項の上欄に掲げる事務については、同項の下欄に掲げる市町において、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）附則第三条第十二項の規定により、この条例の施行前においても処理することができる。

民生委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十六号

民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和三十二年法律第百九十八号）第四条第一項の条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町の区域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

市 町	定 数
七尾市	二百四人
小松市	二百五十人
輪島市	百三十四人
珠洲市	六十五人
加賀市	百九十六人
羽咋市	九十人
かほく市	八十六人
白山市	二百五十九人
能美市	九十一人
野々市市	九十七人
川北町	十七人
津幡町	八十四人
内灘町	五十八人
志賀町	八十五人
宝達志水町	五十七人
中能登町	六十四人
穴水町	四十一人
能登町	七十九人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十七号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則 (第一条―第三条)
- 第二章 人員に関する基準 (第四条・第五条)
- 第三章 運営に関する基準 (第六条―第三十一条)
- 第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準 (第三十二条)

第五章 雑則(第三十三條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一條 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)の規定に基づき、指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業に係る申請者の要件並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二條 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和三十八年法律第百二十三号)第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(申請者の要件)

第三條 法第七十九条第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

第二章 人員に関する基準

(従業員の員数)

第四條 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員(以下次条第一項を除き、単に

「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。

- 2 前項に規定する介護支援専門員の配置等に関する基準は、規則で定める。

(管理者)

第五条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

- 3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- 二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がないと認められるときに限る。)

第三章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第二条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、同項の文書に記載すべき重要事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、同項の文書を交付したものとみなす。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、前項の承諾があつた後において、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により同項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再度同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業者が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めたときは、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供したときにその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用

者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十三条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱い方針)

第十四条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱い方針)

第十五条 指定居宅介護支援の方針は、第二条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱い方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならないこと。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第二十四条第一項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならないこと。

五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行われなければならない。

こと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勧奨して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならないこと。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならないこと。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成したときは、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないこと。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

十三 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならないこと。

十四 介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定する居宅サービス計画の変更について準用すること。

十六 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供

された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となつたと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

十七 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

十八 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならないこと。

十九 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限ってこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないこと。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならないこと。

二十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならないこと。

二十三 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者とその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならないこと。

二十四 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指

定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとするこ
と。

二十五 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支
援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、
当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しな
ければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法第四十一条第十項の規定により同条第九
項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和三
十二年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同
じ。)に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計
画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第四十一条
第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払わ
れる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに
関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに
係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事
務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に
対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第十七条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、
要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合
には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなけ
ればならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が規則で定める要件
に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第十九条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員そ
他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その
他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の
従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営に関する次に掲げる重要事項を定めた規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、その資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第二十三条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（掲示）

第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持）

第二十五条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合

は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第二十七条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第二十八条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指

定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十一条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第十二号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イ 居宅サービス計画

ロ 第十五条第七号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 第十五条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 第十五条第十三号に規定するモニタリングの結果の記録

三 第十八条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第二十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第四章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十二条 第二条、第二章及び第三章(第二十八条第六項及び第七項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援(法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十条」とあるのは「第三十二条

において準用する第二十条」と、第十二条第一項中「指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七条第三項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

（規則への委任）

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十八号

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

石川県港湾施設管理条例（昭和三十年石川県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一野積場の部トランスファークレーンの軌道の項中「三、七〇四、九一〇円」を「八、六六四、九一〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 石川県政記念しいのき迎賓館条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第九号）

第三十四条の規定による改正後の石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成二十四年石川県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち石川県港湾施設管理条例別表第一野積場の部トランスファークレーンの軌道の項の改正規定中「三、七〇四、九一〇円」を「八、六六四、九一〇円」に、「一一、一一四、七四〇円」を「一六、〇七四、七四〇円」に改める。

石川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十九号

石川県都市公園条例の一部を改正する条例

石川県都市公園条例(昭和三十九年石川県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項第五号中「菱槽・五十間長屋・橋爪門続槽」を「菱槽・五十間長屋・橋爪門続槽及び橋爪門二の門」に改め、同項に次の一号を加える。

七 玉泉庵

第十条の三第一項及び第二項中「菱槽・五十間長屋・橋爪門続槽」を「菱槽・五十間長屋・橋爪門続槽及び橋爪門二の門」に改める。

第十条の五第三項中「徴収する」を「、同項第七号に掲げる公園施設を使用する者から別表第八に規定する使用料を徴収する」に改める。

別表第七中三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 橋爪門二の門	一、六二〇円	三、〇六〇円	三、八二〇円
----------	--------	--------	--------

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第十条の五関係)

区 分	金 額			
	午 前	午 後	全 日	夜 間
	午前九時から正午まで	午後一時から午後四時三十分まで	午前九時から午後四時三十分まで	午後五時三十分から午後九時まで
座 敷	一三、五六〇円	一五、八二〇円	二六、四四〇円	一九、七七〇円

備考 使用時間が午前、午後、全日又は夜間の時間に満たない場合の使用料は、当該午前、午後、全日又は夜間の使用料とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。